十月三十一日　天長節前日

十月十一日　高等師範學校

十月十日　職工學校

同　日　同　日　會社

同　三　日　師範學校

二月十一日　紀元節

一　月　一　日　二日、三日

大晦日（をまつり）

日曜日（毎週日曜日は一定の休業日なれども工場の都合により休業する人には公傷病者として扱ひ又女工で出産した後は規則により扶助してあげますから充分養生して一日も早く出勤する様に心懸ねばなりません。

一、休憩時間は勤務時間や工場の都合で一定しませんが各工場毎に主任から定めてあります。

六　給料受領に就ての心得

一、給料は毎月廿八日に渡します。

此日には廿七日の夜勤者が廿八日の朝退場の時通用門で渡し、廿八日の晝勤者は當日午后退場の時に支給しますが混雜してはなりません。

一、給料を受け取る時には檢印表を提出して現金と引換にしますから其檢印表の受領欄には必ず捺印して出さねばなりません。

一、檢印表の印鑑欄には毎月の五日毎に捺印して置ねばなりません。

十二月三十日、三十一日

一、會社で仕事上怪我したり病氣で休務する人には公傷病者として扱ひ又女工で出産した後は規則により扶助してあげますから充分養生して一日も早く出勤する様に心懸ねばなりません。

一、休憩時間は勤務時間や工場の都合で一定しませんが各工場毎に主任から定めてあります。

六　給料受領に就ての心得

一、給料は毎月廿八日に渡します。

此日には廿七日の夜勤者が廿八日の朝退場の時通用門で渡し、廿八日の晝勤者は當日午后退場の時に支給しますが混雜してはなりません。

一、給料を受け取る時には檢印表を提出して現金と引換にしますから其檢印表の受領欄には必ず捺印して出さねばなりません。

一、檢印表の印鑑欄には毎月の五日毎に捺印して置ねばなりません。